

（使用料の算定方法）

第14条 使用料の算定は、次の各号に定めるところによる。

（1） 使用料は1箇月ごとに均等割と人数割又は使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2の1、別表第2の2及び別表第3に定めるところにより算定し、合算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（2） 前号の人数割の算定基準となる人数は、原則として住民基本台帳に記録された毎月1日現在のものとする。ただし、月途中において新たに浄化槽の使用開始をしたときは、使用開始時に住民基本台帳に記録されたものによる。

（3） 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、浄化槽に排除する汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に浄化槽に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案して使用料を算定する。

2 使用者が月の中途において使用開始又は使用中止したときの料金は、次のとおりとする。

（1） 使用者が月の中途において使用を開始したときは、その月に排除した汚水の量又は前項第1号に定める排除した汚水の量は、翌月使用分に合わせて翌月から使用したものとみなして計算した額とする。ただし、人数制の場合は、その月の人数を翌月の人数に加算して計算した額とする。

（2） 使用者が月の中途において使用を中止したときは、1月分の使用料を徴収する。

3 使用者が休止届又は廃止届を市長に提出したときは、翌月からの使用料は徴収しない。ただし、市の水道メーターがない場合を除き、新見市水道事業給水条例の規定に基づく、休止届等が提出されない場合にあっては、この限りでない。

4 使用者は、第1項第2号の規定による人数が実状と異なる場合において、市長が認めた場合は、人数変更の認定を受けることができる。

別表第2の1（第13条、第14条関係）

種別	使用料基準額（1箇月につき）		備考
	均等割（1世帯につき）	人数割（1人につき）	
一般家庭	1,500円	500円	5人槽から10人槽まで

備考 世帯とは、住民基本台帳等に記録されたものをいう。

別表第2の2（第13条、第14条関係）

種別	使用料基準額（1箇月につき）		備考
	基本使用料（1事業所又は1施設につき）	従量使用料（水道使用水量1立方メートル当たり）	
事業所	3,000円	120円	5人槽から10人槽まで
公共施設	1,500円		
集会施設	500円		
その他	3,400円	120円 又は人数割（1人につき） 500円	11人槽から15人槽まで
	4,000円		16人槽から20人槽まで
	4,500円		21人槽から25人槽まで
	5,000円		26人槽から30人槽まで
	5,500円		31人槽から40人槽まで
	6,000円		41人槽から50人槽まで

備考 その他については、従量使用料（1立方メートル当たり120円）で算定できない場合は、人数割（1人につき500円）を適用し、算定するものとする。

別表第3（第14条関係）

区分	種別	対象施設
1	一般家庭	専用住宅（主として居住の用に供する建物（公営住宅を含む。））及び併用住宅（業務の用に供する部分と居住の用に供する部分とがある建物）をいう。
2	事業所	農協、郵便局、事業所その他これらに類するもの
3	公共施設	学校、幼稚園、保育所その他これらに類するもの
4	集会施設	公民館、集会所、公会堂その他これらに類するもの
5	その他	前記以外のもので市長が指定した施設